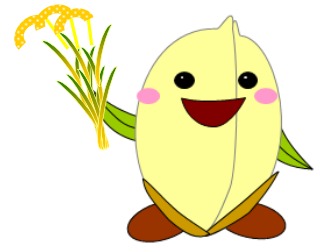


# 経営発展を目指して 認定農業者制度を 活用しましょう！

農業経営改善計画作成に当たって、市町・JA・農業技術指導所等からアドバイスを得て、5年後の経営について具体的に考え、自らロードマップ（行程表）を整理できることが、認定農業者制度の最大のメリットです！

## 認定農業者制度とは

- 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者（個人，法人）が作成した農業経営改善計画を，市町が認定する制度です。
- 市町から農業経営改善計画の認定を受けた農業者（認定農業者）は，目標を達成するため自ら創意工夫し，経営を改善します。
- 認定農業者に対し，国及び県等から重点的に支援措置が講じられます。



## ポイント1 「人・農地プラン」の中心経営体に位置付け

- 「人・農地プラン」とは，地域の話し合いにより中心となる経営体を明確にし，地域が応援する体制を整えるもので，市町が決定します。
- 認定農業者となり，プランの中心経営体に位置付けられることによって，農地中間管理事業（平成26年度創設）を通じて農地集積が促進され，経営発展に向けた各種の支援措置を活用しやすくなります。

## ポイント2 国及び県等の支援措置を活用

主な支援措置	支援措置の概要
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	麦，大豆，そば等の諸外国との生産条件の格差を補う交付金 【平成27年産以降対象者】認定農業者，集落営農，認定新規就農者
米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	主食用米，麦，大豆の収入減少を補てんする交付金（農業者抛出有り） 【平成27年産以降対象者】認定農業者，集落営農，認定新規就農者
経営体育成支援事業（融資主体型）	融資を受けて施設，機械等を導入するための補助金
プロジェクト産地発展支援事業	キャベツ，アスパラガス，トマト等の施設・機械等を導入するための補助金
園地集積交付金事業及び園地再生整備支援事業	かんきつ園地を集積・整備するための補助金
農業近代化資金 スーパーL資金	施設，機械等を導入するための融資
農業経営基盤強化準備金制度	税制上の特例措置

※ 各支援措置の詳細な要件等については，別途確認してください。

※ 基本構想変更（平成26年9月頃）以降，認定農業者は青年就農給付金（経営開始型）を新規に申請できません。

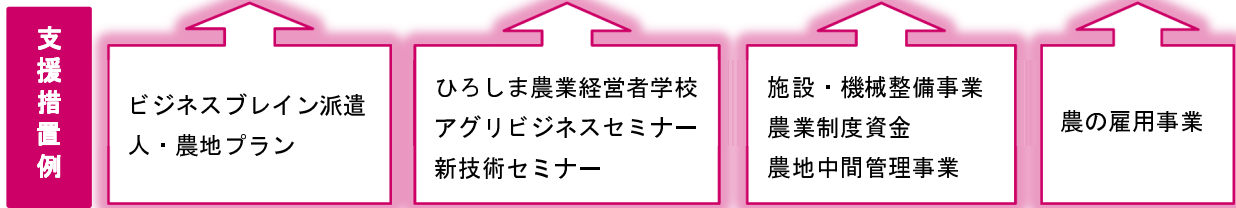
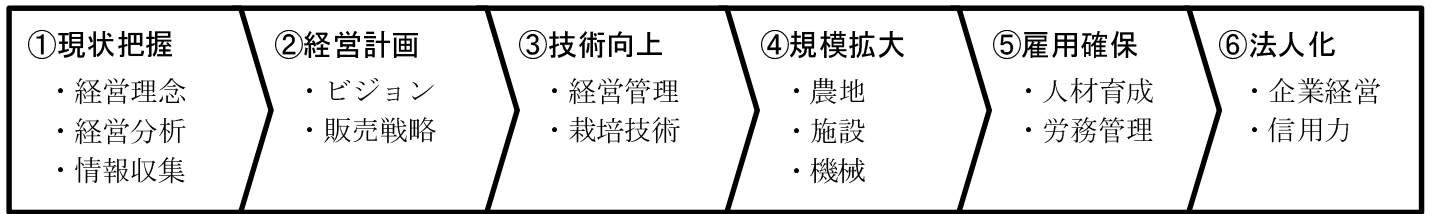
## ポイント3 「新たな農業経営指標」で経営の自己チェックと経営改善

- 新たな農業経営指標は，①経営改善のためのチェックリスト，②経営データの記入フォーム，③指標による評価結果シート，④複数年比較・経営シミュレーションから構成され，経営状況を客観的に確認できます。
- 農林水産省ホームページに掲載された「経営改善実践システム」からデータ入力できます。

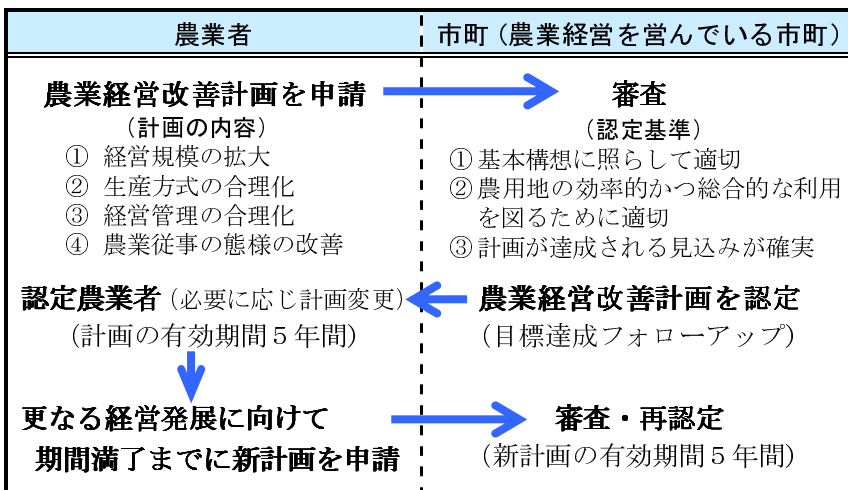
**新たな農業経営指標（経営改善実践システム掲載）** <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

※ 認定農業者は，経営改善計画の中間年（3年目）と最終年（5年目）に，自己チェック結果等を市町に提出する必要があります。

## 自ら取組む経営発展への6つのステップ



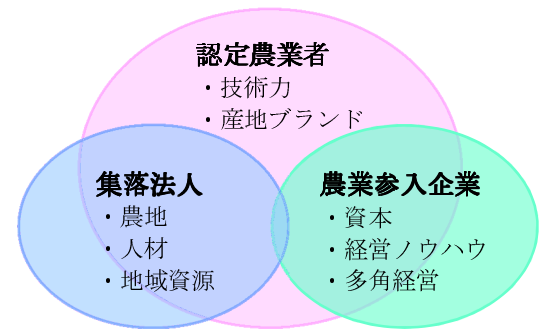
## 農業経営改善計画認定の流れ



強みを活かして  
経営発展しよう！  
広島県も応援するよ！



## 農業者の強み（例）



## 認定農業者制度に関するお問合せ

市町	担当課	電話
広島市	農政課	082-504-2247
呉市	農林振興課	0823-25-3318
竹原市	産業振興課	0846-22-7745
三原市	農林水産課	0848-67-6077
尾道市	農林水産課	0848-38-9473
福山市	地産地消推進課	084-928-1242
府中市	産業活性課	0847-43-7131
三次市	農政課	0824-62-6164
庄原市	農林振興課	0824-73-1131
大竹市	産業振興課	0827-59-2130
東広島市	農林水産課	082-420-0939
廿日市市	農林水産課	0829-30-9143
安芸高田市	地域営農課	0826-47-4021
江田島市	農林水産課	0823-40-2770
熊野町	都市整備課	082-820-5608
安芸太田町	産業振興課	0826-28-1973
北広島町	農林課	050-5812-1857
大崎上島町	産業観光課	0846-65-3123
世羅町	産業振興課	0847-22-5304
神石高原町	産業課	0847-89-3337

広島県	担当課	電話
西部農林水産事務所	農村振興課	082-513-5411
〃 呉農林事業所	農村振興課	0823-22-5400(内)2512
〃 東広島農林事業所	農村振興課	082-422-6911(内)2512
東部農林水産事務所	農村振興課	084-921-1311(内)2512
〃 尾道農林事業所	農村振興課	0848-25-4650
北部農林水産事務所	農村振興課	0824-72-2015(内)2122
西部農業技術指導所	地域戦略チーム	082-420-9661(代)
東部農業技術指導所	地域戦略チーム	084-921-1311(代)
北部農業技術指導所	地域戦略チーム	0824-63-5181(代)
西部畜産事務所	畜産振興課	082-423-2441
東部畜産事務所	畜産振興課	084-921-1311(内)3905
北部畜産事務所	畜産振興課	0824-72-2015(内)2403

### 広島県農林水産局 農業担い手支援課担い手育成グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52  
 TEL : 082-513-3531  
 FAX : 082-223-3566  
 E-mail : nouninaite@pref.hiroshima.lg.jp

※農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定がない府中町、海田町及び坂町については、記載を省略します。

(平成26年7月作成)